

各移動支援事業者 代表者様

堺市移動支援事業の請求書にかかる電子化（テスト運用）の開始について

堺市障害福祉サービス課

各事業所におかれましては本市移動支援事業に多大なご尽力をいただいておりますことを感謝申し上げます。さて、標記の件について、1月の決定通知に同封したお知らせのとおり、移動支援の5月請求分（4月サービス提供分）から移動支援事業の請求書の電子化（テスト運用）を始めますので、全面電子化前にぜひテスト運用での体験をおすすめいたします。操作方法等でお困りでしたら下記の（移動支援システム専用ダイヤル 5月12日開設）にご連絡ください。

1. 今後のスケジュールについて

- ・5月請求分 請求書の電子化（テスト運用）開始
（電子請求分はテストになりますので、必ず紙媒体の請求書も必要です。）
- ・6月請求分～11月請求分 請求書の電子化と従来の紙での請求の並行期間
（電子請求分か紙媒体の請求書かどちらか1つの方法で請求してください。）
- ・12月請求分 全面電子化開始
（電子請求分のみ受付ます。）

※スケジュールは今後の状況により変わることがあります。

2. 請求書の電子化にあたって行う作業

電子請求を行うには「**㊤請求ファイルを作成する**」「**㊦堺市電子申請システムの新規申請**」の2つのことが必要です。

㊤請求ファイルを作成する

(ア) 堺市ホームページから請求ファイル作成ツール・請求書電子化操作マニュアルをダウンロードします。

堺市トップページ⇒健康福祉⇒福祉・介護⇒障害福祉⇒事業者向け情報⇒請求事務⇒地域生活支援事業の請求事務

(イ) 堺市移動支援事業の請求ファイル作成ツールの使い方（動画）の確認

請求ファイル作成ツールの使い方については、堺市ホームページに動画と請求書操作マニュアルをアップロードしていますので参考してください。

堺市トップページ⇒健康福祉⇒福祉・介護⇒障害福祉⇒事業者向け情報⇒請求事務⇒地域生活支援事業の請求事務

(ウ) 請求ファイル作成ツールを使用して請求書を作ります。

「〇〇〇〇請求書一式〇/〇.zip」⇒請求ファイルの圧縮ファイルができると完成です。

※5月の電子請求分はテスト運用となりますので本請求は紙媒体での提出をお願いします。テスト請求となりますので請求分の一部データのみ電子請求でも可能です。

② 堺市電子申請システムの新規申請

(エ) 堺市電子申請システムへ新規登録します。

- ① 右端の「便利情報」の「オンラインサービス」をクリック
- ② 下端の「堺市電子情報システム」をクリック（囲み部分）



- ③ 「新電子申請システムの利用について」の「新電子申請システムを利用する場合はこちらをクリックしてください。」をクリック（囲み部分）



- ④ 右上の「新規登録」をクリック「事業者として登録する」をクリック



- ⑤ 必要事項を入力します。

※「堺市電子申請システム」についてのご質問がある場合、堺市電子申請システムのページ下部にある「よくある質問」をご確認ください。

㊦と㊧の作業が完了後

堺市電子申請システムへログインして (ウ) で作成した「請求書一式のzipファイル」をアップロードします。

請求書を電子申請すると堺市電子申請システムの利用者側マイページの見出しに「申請を送信しました。のメッセージが出ます。」「本市の職員が申請情報を審査中は申請内容を確認中です。」「完了すると手続きが完了しました。」「差戻しの場合申請内容を修正してください。」等のメッセージが表示されます。

「手続きが完了しました。」との表示があれば事業者様側の作業は完了です。

※注意事項

「請求ファイル作成ツール」について、OSは「Windows10」、エクセルは「Office2019」をベースに作成していますので、それ以外を利用された場合は正常に動作しない場合があります。

【問い合わせ先】(移動支援システム専用ダイヤル 5月12日開設)

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市 障害福祉サービス課

TEL 072-228-7434

担当：前田・増田・宮川